

弁護士半年目

会員 稲葉 直樹



はじめに

弁護士になって半年が経過した。この半年間、数多くの文献から、いろいろなことを教わった。文献は、司法試験では問われなかった法律や、手続きの流れ、など、非常に多くのことを教えてくれた。

しかし、この半年間、私にもっとも多くを教えてくれたのは、数ある文献ではない。

ある刑事事件

私が、初めてこの事件の被告人と会ったのは、弁護士になって初めての当番弁護の接見時である。

被疑者は、犯行を自白していた。ただ、被疑者は、自分と有名女優との間に特別な関係があるなど、一部意味不明なことを供述していた。しかし、初めての刑事弁護だったので、被疑者の供述とはそういうものかと思いい、また、犯行とは直接は関係がなかったので、意味不明な供述は聞き流した。財産犯である以上、示談がメインだなと思い示談に終始した。

被告人の前科

その後、その被疑者は被告人となった。記録を謄写し、精査した。そうしたところ、被告人の前科についての判決文に次の記載があった。

「被告人は、本件犯行当時、妄想性障害のため心神耗弱の状態にあったものである。」

唖然とした。

このとき、私は初めて被告人の意味の分からない供述の意味を理解した。被告人は、心神耗弱状態にあったのかもしれない。

捜査検事は、被告人の責任能力について何らの捜査も行っていなかった。

本件犯行が知能犯であったことから、裁判所が精神鑑定請求を容易に認めてくれるとは思えない。

しかし、被告人が心神耗弱であったという主張をするためには、精神鑑定が不可欠である。どうすればいい

のか。どの文献を調べても、裁判所に精神鑑定請求を認めさせる方法は載っていなかった。

インテイク鑑定

そのころ、新人研修の一環として、刑事弁護交流会が開かれた。先輩弁護士に、自分の担当した刑事事件を報告するものである。

私は、本件についてある先輩弁護士に相談することにした。その先輩弁護士は、「インテイク鑑定」という方法を教えてくれた。それは、調書などの書面のみを資料として、「正式鑑定を行う必要があるかどうかを鑑定する」というもの（正式鑑定を導入するための事前鑑定）である。被告人と鑑定医が直接会う必要はないし、仮に裁判所がそれを認めなくても、弁護士が独自に調書等を資料として鑑定医に依頼することができる。

もうこれしかない。私はそう思った。

公判

一通りの被告人質問が終わった。

やはり裁判所は、犯行態様からして正式鑑定の必要性を現段階で認めることはできないとした。

しかし、前科の内容や、被告人質問の内容から、インテイク鑑定の必要性は認めてくれた。

終わりに

先輩弁護士からの助言によって、新たな糸口が見つかったのは、本件に限らない。事務所や会派の先輩弁護士、講演をしてくださる先輩弁護士、いろいろな先輩弁護士がいろいろな助言をくれる。

この半年間で、私が文献から学んだことは非常に多い。自分で文献を調べずして弁護士として成長することはないと思う。しかし、もっとも多くを教えてくれるのは、文献ではない。

経験を積んだ先輩弁護士の助言こそが、もっとも多くを教えてくれるのである。